

労働組合活動のすべてを集大成!!

労働組合実務必携

労働組合研究会 編集

- ◇労働組合の活動に必要な事項を、法令編、協約・規約編、質疑応答編、用語編、手続編、資料編に分類し、網羅的に収録!
- ◇質疑応答編で複雑な諸問題を解説し、適切にアドバイス!



A5判・加除式・全3巻
定価 本体28,000円+税

内容構成 (抜粋)

第1巻

第1編 法令編

基本法

○日本国憲法

I 労使関係法

- 労働組合法
(同法施行令を分解、収録)
- 労働関係調整法
(同法施行令を分解、収録)
- 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律
(同法施行規則を分解、収録)
- 電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律
- 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律
(同法施行令・その他の関係法令を分解、収録)
- 地方公営企業等の労働関係に関する法律
(同法施行令・その他の関係法令を分解、収録)

I-2 労働契約法

○労働契約法

II 労働基準法

- 労働基準法
(政令・同法施行規則・その他の関係法令・通達・判例を分解、収録)

III 労働時間等設定改善法

- 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
(政令・同法施行規則・その他の関係法令・通達を分解、収録)

IV 労働安全衛生法

- 労働安全衛生法
(同法施行令・施行規則・その他の関係法令・通達・判例を分解、収録)

V 男女雇用機会均等法

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
(同法施行規則・関係法令・通達を分解、収録)

VI 育児・介護休業法

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(同法施行規則・関係法令・通達を分解、収録)

VII パート労働法

- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

(政令・同法施行規則・その他の関係法令・通達を分解、収録)

VIII 公務員法

- 国家公務員法
(関係法令・行政事例・判例を分解、収録)
- 地方公務員法
(判例・行政実例を分解、収録)

IX ILO条約

- 結社の自由及び団結権の保護に関する条約 (第87号)
- 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約 (第98号)
- 商業及び事務所における衛生に関する条約 (第120号)

第2巻

第2編 協約・規約編

I 労働協約の具体例

- (1) 総則に関する部分
- (2) 組合活動に関する条項
- (3) 団体交渉に関する条項
- (4) 労使協議制に関する条項
- (5) 苦情処理に関する条項
- (6) 労働争議に関する条項
- (7) 人事に関する条項
- (8) 労働条件に関する条項
- (9) 付則的条項
- (14) 最近労働協約例

II 組合規約の具体例

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 法人格
- (4) 目的
- (5) 事業
- (6) 組合員
- (7) 機関
- (8) 役員及び職員
- (9) 統制
- (10) 財政及び会計
- (11) 争議行為の開始手続
- (12) 規約改正手続
- (13) 組合の解散事由
- (14) 上部団体との関係
- (15) 組合規約の全文例

第3編 質疑応答編

I 労働組合

- 使用者の利益代表者の範囲
- 管理職組合
- 労働組合の連合団体
- パートタイマーは組合に加入させなければならないか
- 外国人の組合加入
- 管理職が労働組合法上の労働組合を結成するための要件とは

○資格審査申請の手続

- 会社が分離しても、労組が1つであれば、スト権投票は全組合員で行わなければならないか
- 組合規約の改定だけでユ・シ協定をパートに適用することはできるか
- 会社は、会社貸与の組合事務所を修繕する義務があるか
- 組合専従者の職場復帰に際して同期の者と同じ賃金水準を保障しなければならないか
- 貸借対照表と収支計算書の同時作成の方法
- 減価償却費計上のための会計処理
- 寄附金はだれから受けても良いか
- 銀行残高と帳簿残高の違いの調整
- 会社財務諸表の見方…有価証券報告書
- 労働組合費

II 組合活動

- 就業時間中の組合活動を全く認めないことは不当労働行為か
- 腕章着用と懲戒処分
- 組合の職場外での情宣活動の正当性の限界

III 団体交渉

- 地評、地区労等の役員、オルグ等参加の団交を拒否できるか
- 管理職の役付手当に関する団体交渉
- 政策転換要求は団交の対象となるか
- 社会保険関係の要求はどのように応じるべきか
- 駆込み訴え
- 経営不振で賃上げが不可能な場合でも団交に応じなければならないか
- 賞与の交渉がまとまらないのに会社が一方的にこれを支給してよいのか
- 親会社との団体交渉
- 独立した2つの労働組合が要求する共同交渉を拒否するのは不当労働行為か

IV 労働協約

- 他組合加入者等に対するユニオン・ショップ協定の効力
- 子会社との合併に伴うユニオン・ショップ協定の適用
- 従業員の解雇する際に結んだ再採用協定の効力
- 人員整理同意条項と組合の反対の効力
- 吸収合併による消滅会社の労働協約の効力
- 退職金の分割払いにつき、労働組合が労働協約を締結した場合組合員にも及ぶか
- 派遣社員に労働協約の拡張適用は可能か
- ベア決定前に退職した労働者に対するベア分のぞき払いについて
- 労災補償協定の中に「補償金受領者は他の損害賠償請求権を放棄する」旨定められるか
- 特別の事情がある場合等の三六協定
- 三六協定の有効期間中は事情の変化があっても協定の結び直しはできないか

V 不当労働

- 職場規律労働行為
- 労働組合すること
- 使用者側の呼びかけ
- 組合用務
- 組合活動とする賞
- 同一企業件を受諾給で差別
- 集团的賃
- 絶対的平の申し入

VI 争議行為

- 時間外労働するか
- 年次有給
- 他事業所年休請求
- 死亡災害
- ビケッてどう判
- 遠隔地出でストに
- スト当日
- 一時帰休合、休業
- ストによる援助にな
- 組合に支与として
- 労働協約も適法
- 違法な争が組合員とは許さ

VII 就業規則

- 別規則と
- 子会社へ用保険の
- 賃金規則
- 就業規則
- 支給日在う変更す
- 退職後の定めは
- 海外留学還を規定しないか

VIII 労働条件

- 採用内定の責任
- パートタ規社員と
- 過半数代

豊富な資料で解決！！

行為

違反を奇貨とする解雇は不当か
会館の補修費用を会社が寄付は経費援助にあたるか
からの交渉妥結・争議中止等
け
による出張と経費援助の打ち切り
のため欠勤が多いことを理由
との低位査定
内に併存する二組合の一方が条
しないことを理由にボーナス支
払うことは不当労働行為か
金差別事件における立証方法
和義務条項を盛り込んだ協定
は不当労働行為になるか

労働拒否闘争は争議行為に該当

休暇闘争は争議行為か
の争議行為に参加するための
を認めなければならないか
抗議ストは正当か
イングの正当性の限界について
断されているか
張中の組合員が業務を中断し
参加することは正当か
年休を取得した者の賃金カット
中の者が指名ストに入った場
手当をカットできるか
の賃金カット分の撤回は経費
るか
払う争議解決金は組合員の給
課税されるか
の争議予告条項に反する争議

議行為を行ったとして使用者
個人に損害賠償請求をするこ
れるか

することのできる範囲
出向する社員の労災保険・雇
取り扱い
の不利益変更は許されるか
、労使協定、決議の周知方法
籍者へのみ賞与を支給するよ
ることはできないか
競業行為を禁止する就業規則
有効か
者の退職防止策として費用返
することは労基法16条に違反

取り消しの法的な意味と会社

イマーに対する昇給方法と正
のバランスのとり方
表者の選出方法

- 変形労働時間制における時間外労働の算定の仕方
- 年次有給休暇・生理日の休暇の取得、賞与
- 未消化の有給休暇を買い上げるのはどんな場合でも違法か
- 介護休業制度
- VDT作業の労働衛生管理
- 不況対策として定期昇給を凍結できるか
- 整理解雇の有効要件
- 慣行的に支給していた所定労働時間内の残業手当をとりやめることは可能か
- パートタイマーの社会保険の適用基準

IX労働事情

- 春闘の結果
- 労使コミュニケーション
- 労働争議の動向

第3巻

第4編 用語編

第5編 手続編

I労働基準監督署への各種の届出・申請願

- A労働基準法関係
- B最低賃金法関係
- C労働安全衛生法関係
- D労働保険徴収法関係

II公共職業安定所への各種の届出・申請願

III労働委員会への各種の申請・届出等

- A労働組合法関係
- B労働関係調整法関係

IV裁判所への各種届出・申請願

第6編 労働経済関係資料編

- 1一般経済動向
- 2企業経営
- 3雇用・労働市場
- 4賃金水準
- 5賃金構造
- 6賃金制度
- 7労働時間
- 8雇用管理
- 9技術革新と労働
- 10福利厚生
- 11物価
- 12家計・勤労者生活
- 13社会保障
- 14労働組合の組織
- 15労働争議
- 16春闘
- 17民間企業における一時金の妥結状況（主要企業、中小企業）

組見本

△労働基準法
労働基準法（第五五）
第二十五 使用者は、労働者を対して、無期かつ同一の条件で雇用するときは、労働契約を締結する旨を労働者に通知しなければならない。
（第三）
（第四）
（第五）
（第六）
（第七）
（第八）
（第九）
（第十）
（第十一）
（第十二）
（第十三）
（第十四）
（第十五）
（第十六）
（第十七）
（第十八）
（第十九）
（第二十）
（第二十一）
（第二十二）
（第二十三）
（第二十四）
（第二十五）
（第二十六）
（第二十七）
（第二十八）
（第二十九）
（第三十）
（第三十一）
（第三十二）
（第三十三）
（第三十四）
（第三十五）
（第三十六）
（第三十七）
（第三十八）
（第三十九）
（第四十）
（第四十一）
（第四十二）
（第四十三）
（第四十四）
（第四十五）
（第四十六）
（第四十七）
（第四十八）
（第四十九）
（第五十）
（第五十一）
（第五十二）
（第五十三）
（第五十四）
（第五十五）
（第五十六）
（第五十七）
（第五十八）
（第五十九）
（第六十）
（第六十一）
（第六十二）
（第六十三）
（第六十四）
（第六十五）
（第六十六）
（第六十七）
（第六十八）
（第六十九）
（第七十）
（第七十一）
（第七十二）
（第七十三）
（第七十四）
（第七十五）
（第七十六）
（第七十七）
（第七十八）
（第七十九）
（第八十）
（第八十一）
（第八十二）
（第八十三）
（第八十四）
（第八十五）
（第八十六）
（第八十七）
（第八十八）
（第八十九）
（第九十）
（第九十一）
（第九十二）
（第九十三）
（第九十四）
（第九十五）
（第九十六）
（第九十七）
（第九十八）
（第九十九）
（第一百）

【労働基準法】
（第一）
（第二）
（第三）
（第四）
（第五）
（第六）
（第七）
（第八）
（第九）
（第十）
（第十一）
（第十二）
（第十三）
（第十四）
（第十五）
（第十六）
（第十七）
（第十八）
（第十九）
（第二十）
（第二十一）
（第二十二）
（第二十三）
（第二十四）
（第二十五）
（第二十六）
（第二十七）
（第二十八）
（第二十九）
（第三十）
（第三十一）
（第三十二）
（第三十三）
（第三十四）
（第三十五）
（第三十六）
（第三十七）
（第三十八）
（第三十九）
（第四十）
（第四十一）
（第四十二）
（第四十三）
（第四十四）
（第四十五）
（第四十六）
（第四十七）
（第四十八）
（第四十九）
（第五十）
（第五十一）
（第五十二）
（第五十三）
（第五十四）
（第五十五）
（第五十六）
（第五十七）
（第五十八）
（第五十九）
（第六十）
（第六十一）
（第六十二）
（第六十三）
（第六十四）
（第六十五）
（第六十六）
（第六十七）
（第六十八）
（第六十九）
（第七十）
（第七十一）
（第七十二）
（第七十三）
（第七十四）
（第七十五）
（第七十六）
（第七十七）
（第七十八）
（第七十九）
（第八十）
（第八十一）
（第八十二）
（第八十三）
（第八十四）
（第八十五）
（第八十六）
（第八十七）
（第八十八）
（第八十九）
（第九十）
（第九十一）
（第九十二）
（第九十三）
（第九十四）
（第九十五）
（第九十六）
（第九十七）
（第九十八）
（第九十九）
（第一百）

△労働基準法
労働基準法（第五五）
第二十五 使用者は、労働者を対して、無期かつ同一の条件で雇用するときは、労働契約を締結する旨を労働者に通知しなければならない。
（第三）
（第四）
（第五）
（第六）
（第七）
（第八）
（第九）
（第十）
（第十一）
（第十二）
（第十三）
（第十四）
（第十五）
（第十六）
（第十七）
（第十八）
（第十九）
（第二十）
（第二十一）
（第二十二）
（第二十三）
（第二十四）
（第二十五）
（第二十六）
（第二十七）
（第二十八）
（第二十九）
（第三十）
（第三十一）
（第三十二）
（第三十三）
（第三十四）
（第三十五）
（第三十六）
（第三十七）
（第三十八）
（第三十九）
（第四十）
（第四十一）
（第四十二）
（第四十三）
（第四十四）
（第四十五）
（第四十六）
（第四十七）
（第四十八）
（第四十九）
（第五十）
（第五十一）
（第五十二）
（第五十三）
（第五十四）
（第五十五）
（第五十六）
（第五十七）
（第五十八）
（第五十九）
（第六十）
（第六十一）
（第六十二）
（第六十三）
（第六十四）
（第六十五）
（第六十六）
（第六十七）
（第六十八）
（第六十九）
（第七十）
（第七十一）
（第七十二）
（第七十三）
（第七十四）
（第七十五）
（第七十六）
（第七十七）
（第七十八）
（第七十九）
（第八十）
（第八十一）
（第八十二）
（第八十三）
（第八十四）
（第八十五）
（第八十六）
（第八十七）
（第八十八）
（第八十九）
（第九十）
（第九十一）
（第九十二）
（第九十三）
（第九十四）
（第九十五）
（第九十六）
（第九十七）
（第九十八）
（第九十九）
（第一百）

△労働基準法
労働基準法（第五五）
第二十五 使用者は、労働者を対して、無期かつ同一の条件で雇用するときは、労働契約を締結する旨を労働者に通知しなければならない。
（第三）
（第四）
（第五）
（第六）
（第七）
（第八）
（第九）
（第十）
（第十一）
（第十二）
（第十三）
（第十四）
（第十五）
（第十六）
（第十七）
（第十八）
（第十九）
（第二十）
（第二十一）
（第二十二）
（第二十三）
（第二十四）
（第二十五）
（第二十六）
（第二十七）
（第二十八）
（第二十九）
（第三十）
（第三十一）
（第三十二）
（第三十三）
（第三十四）
（第三十五）
（第三十六）
（第三十七）
（第三十八）
（第三十九）
（第四十）
（第四十一）
（第四十二）
（第四十三）
（第四十四）
（第四十五）
（第四十六）
（第四十七）
（第四十八）
（第四十九）
（第五十）
（第五十一）
（第五十二）
（第五十三）
（第五十四）
（第五十五）
（第五十六）
（第五十七）
（第五十八）
（第五十九）
（第六十）
（第六十一）
（第六十二）
（第六十三）
（第六十四）
（第六十五）
（第六十六）
（第六十七）
（第六十八）
（第六十九）
（第七十）
（第七十一）
（第七十二）
（第七十三）
（第七十四）
（第七十五）
（第七十六）
（第七十七）
（第七十八）
（第七十九）
（第八十）
（第八十一）
（第八十二）
（第八十三）
（第八十四）
（第八十五）
（第八十六）
（第八十七）
（第八十八）
（第八十九）
（第九十）
（第九十一）
（第九十二）
（第九十三）
（第九十四）
（第九十五）
（第九十六）
（第九十七）
（第九十八）
（第九十九）
（第一百）

◆関係法令・通達・実例・判例を掲載！

労働組合の諸活動を適正かつ円滑に処理するために、労使関係法にわかりやすい注釈を加え、関係施行令、主要通達、実例・判例等も掲載。

◆労働協約、規約の具体例を収録！

民間の企業別労働組合における労働協約と規約を事項別に解説し、具体例を豊富に収録。

◆実務に即した質疑応答を豊富に掲載！

労働組合活動をめぐる法的な基準や団体交渉、労働協約、争議行為、不当労働行為等についての問題事項を一問一答形式で解説。

◆便利な用語解説・各種申請書式・役立つ労働経済関係資料が満載！

主要な労働関係用語の解説及び手続・申請書の届出等についても詳しく紹介し、労働経済関係資料も豊富に収録。

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

- ◆法改正や最新事例の追加等によって「台本（原本）」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」（有料）と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい・・・

- ◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録（有料）のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止（購読中止）のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約（規程）」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

ホームページからのお申し込みは

<http://www.daiichihoki.co.jp>

<クレジットカードでもお支払いいただけます。※>

※追録（有料）は、請求書でのお支払いとなります。

第一法規 株式会社

本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

北海道支社
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社・西東京営業所
港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社
さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社
名古屋市中区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

九州支社
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074



担 当



（614080） [0912]

組合（614081）2009.12 H1